

■ 第6章 計画の推進体制 ■

1 計画の周知・啓発

本計画の実現に向けて、計画の基本理念や基本的な考え方、役割等について、市及び社会福祉協議会の広報紙、ホームページや地域の回覧板、さらには地域の集まりでの説明など、様々な機会において本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の体制構築に向けた意識の向上を推進します。

2 計画推進のための連携強化

計画の推進のために、市及び社会福祉協議会は、コミュニティ推進協議会、町内会、民生委員・児童委員、地域学校協働本部、地域で活動する個人・団体などのすべての地域活動に係る様々な主体との連携を強化していきます。

また、地域福祉に関する意識啓発や課題共有のための地区懇談会の開催など、地区社会福祉協議会活動を支援し、地域活動の活性化を進めていきます。

3 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民、有識者、市や社会福祉協議会等によって構成された「地域福祉えがおのまち計画推進委員会」にて、国の動向や関連計画等をふまえつつ、基本目標ごとに設定した目標値に基づいて引き続き計画の点検・評価を行っていきます。

また、生活困窮者の自立支援や老老介護、8050問題など地域福祉の幅広い分野の課題に関わる関係課との連携がスムーズにできるように、庁内の推進体制づくりをめざしていきます。